

01. 職員の健康診断受診率

職員の健康状態を把握し、健康の維持増進に努めることは事業主（病院側）の責務です。事業主は労働安全衛生法に則り、次の健康診断を実施しなければなりません。

- ・ 雇い入れ時の健康診断
- ・ 定期健康診断
- ・ 特殊業務従事者の健康診断
- ・ その他の健康診断

医療提供側職員の受診率は、利用される患者さんの安心安全につながります。

① 当院の定義・計算方法

分子：健康診断受診者数

分母：健康診断対象職員数（非常勤医師等を除く）

② 当院の数値

2013年度 100%（2007年厚労省健康状況調査 参考値 80.9%）